

添加物リスト

改定日：平成28年4月1日

飲食料品（食用植物油脂）認定業務規程第51条に基づき、本会の定める添加物リストについて以下のとおり定める。

1. 目的

認定製造業者等がJAS規格に適合し、かつ、JASマークの貼付された製品に対し、添加物を使用して出荷予定もしくは出荷する場合の添加物の使用基準について規定する。

2. 適用の範囲

このリストは、食用植物油脂の登録認定機関が認定を行った認定製造業者等がJAS規格に適合し、かつ、JASマークの貼付された食用サフラワー油、食用ぶどう油、食用大豆油、食用ひまわり油、食用とうもろこし油、食用綿実油、食用ごま油、食用なたね油、食用こめ油、食用落花生油、食用オリーブ油、食用パーム油、食用パームオレイン、食用パームステアリン、食用パーム核油、食用やし油、食用調合油及び香味食用油に適用する。

3. 添加物リスト

油脂名	添加物
食用サフラワー油 食用ぶどう油 食用大豆油 食用ひまわり油 食用とうもろこし油 食用綿実油 食用ごま油 食用なたね油 食用こめ油 食用落花生油 食用パーム油 食用パームオレイン 食用調合油	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 酸化防止剤 d-γ-トコフェロール、d-δ-トコフェロール及び ミックストコフェロール (いずれも内容量が4 kg以上の製品に使用する場合に限り。) 2 消泡剤 シリコーン樹脂 (内容量が4 kg以上の製品に使用する場合に限り。) 3 強化剤 d-α-トコフェロール及びミックストコフェロール

添加物の添加量は食品衛生法の基準内とする。

油脂名	添加物
食用オリーブ油	使用していないこと。

油脂名	添加物
食用パームステアリン 食用パーム核油 食用やし油	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 酸化防止剤 d-γ-トコフェロール、d-δ-トコフェロール及び ミックストコフェロール 2 消泡剤 シリコーン樹脂

添加物の添加量は食品衛生法の基準内とする。

油脂名	添加物
香味食用油	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 乳化剤 酵素処理レシチン、酵素分解レシチン、植物レシチン 分別レシチン、卵黄レシチン、グリセリン脂肪酸エステル シヨ糖脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル及び プロピレングリコール脂肪酸エステルのうち3種以下 2 酸化防止剤 d-γ-トコフェロール、d-δ-トコフェロール及び ミックストコフェロール 3 香辛料抽出物 4 香料

添加物の添加量は食品衛生法の基準内とする。

4. 認定申請者及び認定製造業者等は、本会の添加物リストの変更及び追加を要望する場合には、当該製品に使用する添加物について、別に定める食用植物油脂の自己認証規程第13条第3項及び第4項に規定した事項に留意し、本会の理事長宛に文書をもって、提出を行うこと。なお、本会は、当該認定製造業者等から提出された事項について、別に定める添加物規程に基づき、専門委員会において、協議及び審議を行う。